

IEEJ 地球温暖化ニュース



Vol.39・40 (2017 年 7 月～2017 年 12 月)

一般財団法人日本エネルギー経済研究所
地球環境ユニット

2017 年の下半期には、気候変動分野において国内外で多くの動きがあった。11 月には COP23 が開催され、2018 年に開催される COP24 においてパリ協定の実施細則について合意することが目指されている中、中国やフランスなどが米国に代わり国際交渉をリードする旨があった。

各国の動向に目を向けると、中国では全国版 ETS 制度の樹立が宣言され、韓国では 2018 年の排出量取引制度の割当計画が発表された。日本においても非化石価値取引市場の制度設計について議論されている。このように、気候変動分野で積極的な対応を行う国がある中、米国ではパリ協定の脱退を国際連合に通知した上、クリーンパワープラン廃止の正式な手続きが行われるなど、他国とは異なる対応に終始している。

今回の地球温暖化ニュース合併号では、このような動向について整理した。

地球環境ユニット担任 常務理事 黒木 昭弘

目次

1. 米国脱退通知後のパリ協定を巡る各国の動向 2
2. 中国全国版 ETS 制度樹立の宣言、稼動は自動車版のポイント取引制度が先行か 4
3. 韓国政府、排出量取引制度の 2018 年の割当計画案を発表 6
4. 非化石価値取引市場の動向 7
5. 米国の 2017 年における気候変動政策動向 -パリ協定脱退とクリーンパワープラン廃止- 9
6. 省エネ法：業務部門省エネベンチマーク策定に関する動向 11
7. 米国、州政府がパリ協定を支持するイニシアティブを発足、一方で追加的な政策形成に疑問も 12
8. カリフォルニア州議会、2030 年までの排出量取引制度改正法案を可決 14
9. 東電 EP が法人向けに続き家庭用水力限定料金プランを設定 16

1. 米国脱退通知後のパリ協定を巡る各国の動向

気候変動枠組条約(UNFCCC)の第 23 回締約国会議(COP23)が 2017 年 11 月に 2 週間にわたり、ドイツのボンにおいて開催された。現在、UNFCCC では、パリ協定を実施するための具体的な実施細則を 2018 年に開催される COP24 において合意することを目指して交渉が進められおり、今回の COP でも検討作業が継続されるとともに、さらに、2015 年の COP21 において合意した促進的対話について、その実施方法について議論された¹。

このようなパリ協定を巡る具体的な取組みに関する協議という点に加え、2017 年 8 月の米国から国連への正式な脱退通知後、初めての COP となったことから、温暖化交渉のリーダーシップをどの国が執るのか、さらに国際社会における温暖化対策への気運が維持されるのかについて注目を集めた²。

まず、注目を集めたのはフランスである。マクロン大統領は自ら COP に参加し、国連の下での科学的な調査に関して米国の拠出分をフランスが負担すると発表するとともに、COP 終了後、1 か月もたない 12 月に、パリ協定採択 2 周年を記念した国際会議をパリで開催する等、温暖化対策において世界のリーダーシップをとる意欲を見せている。

それ以外にも、中国、カナダが新たな取組みを開始した。COP 終了後、12 月 5 日に中国を訪問中のカナダのトルドー首相と中国の李首相が、温暖化対策に関する共同声明を発表した。この中では、二国間でカーボンプライシング、CCS 等の様々な分野で協力して取り組んでいくことが述べられており、オバマ政権時代、米中間で実施された温暖化に関する二国間の協力と同様のものについて、カナダとの間で実施することに合意するとともに、両国がパリ協定を引き続き支持し、その実施に努めていくことが改めて強調されている。

この中加の取組みが、今後、国際的にどのような影響力を持つのか、未知数ではあるが、GHG 排出量では世界第一位で、経済力、政治的な影響力を有する中国がパリ協定を引き続き支持する姿勢を示したことは、今後の温暖化に関する国際交渉にも、少なからず影響を与えるだろう。

これら中、仏、加による温暖化対策への積極的な姿勢は、国際社会における温暖化対策への気運を維持する上では、ある程度、貢献しているとは言えるだろう。ただし、これらの動きは政治的なパフォーマンスとして行われている側面は否めず、これらの国が果たして米国の代替となり得るのか、疑問は残る。

特に、オバマ大統領が約束した GCF への 300 億ドルの拠出のうち、100 億ドルしか実現されていないが、不足している 200 億ドルについて、フランスも中国も米国に代わって拠出するとは発言していない³。GCF は、パリ協定の下で、途上国の緩和・適応を促進する資金メカニズムとして位置づけられており、パリ協定の本格的な運用には GCF の資金は欠かせないものであるが、パリ協定の実効性を確保する上で不可欠な GCF について、米国の肩代わりをしようとする国はいないのが現状である。

果たして米国が脱退した後も、国際社会における温暖化対策の枠組としてパリ協定の実

¹ 促進的対話はパリ協定とともに採択された 2015 年の COP21 においてパリ協定の実際に運用される前の 2018 年に、緩和の長期目標の進展等に関する全体の努力の進捗を確認するために行われるもの。2016 年に開催された COP22 において、具体的な方法について 2017 年に開催される COP23 などの会合で議論することに合意していた。

² パリ協定の下では、パリ協定発効後、3 年経過後、脱退の通知を行うことが認められ、更に通知の提出後、1 年後に効力を持つとされている。パリ協定が 2016 年 11 月に発効したことから、米国の脱退通知が有効となるのは 2020 年となる。そのため、脱退通知の効力が発生するまでは、米国はパリ協定の加盟国として COP で交渉に臨むことができる。そのため、代表団人数を大幅に削減しながらも COP23 にもパリ協定加盟国として交渉に参加していた。

³ したと報道されているものの GCF に関しては触れていない。

効性をいかに確保するのか、今後の国際社会の課題と言えるだろう。

(文責：小松 潔)

(出所)

- [1] New York Times “At U.N. Climate Conference, Treading Lightly Around the Americans” Nov 17, 2017
- [2] Carbon Pulse “China, Canada step up climate partnership to fill Trump void” Dec 5, 2017
- [3] New York Times “Macron Holds a Climate Summit, and Trump Casts a Shadow” Dec 12, 2017

2. 中国全国版 ETS 制度樹立の宣言、稼動は自動車版のポイント取引制度が先行か

中国発展改革委員会は 12 月 19 日に「炭素排出権取引キックオフに関する全国テレビ会議」を開催し、中国全国版 ETS 制度樹立の正式に宣言した。会議によると、中国国務院の「全国炭素排出権取引市場構築方案(電力産業)」の批准を得て、最初の全国版 ETS として電力産業のみを対象に実施することが正式に決定された。年間 CO₂排出量が 2.6 万トン(石炭消費換算約 1 万トン)という基準で対象となる電力企業が 1,700 社程度、総排出量が 30 億トン超になる見込みである。また、排出権の割当にはベンチマークを適用するという。ただし、実際の取引開始時期は 2 年後の 2020 年以降になる見通しとなった。

今後の予定としては、1 年程度をかけて排出量の測定・報告及び検証(MRV)等の制度を構築し、さらに 1 年程度をかけてシミュレーションの取引を行い、その後実際の取引を開始するという 3 段階が想定されている。MRV 制度の一部であるが登録システムと取引システムの構築はそれぞれ湖北省と上海市が主に担当する。また、2016 年と 2017 年の排出量データの報告と検証も重要な日程だと強調された。なお、制度運営の初期段階ではベンチマーク基準を厳しくする考えがなく、中国認証排出削減量(CCER)や金融商品の取り入れの計画もないという。さらに地方パイロット市場は引き続き運用されていくが、最終的に全国版 ETS に統合する方針であり、全国版 ETS の対象となった企業はパイロット市場から離脱する方針が示された。

中国全国版 ETS を 2017 年中に実施することは習近平総書記が宣言したことだけに、関係者が 1 年中注視してきた。今回の開始宣言には形式な意味合いが強いやわざるを得ないが、この 1 年間に報道されている未確認情報が概ね公式に確認できたことは評価したい。一方、同会議で中国政府は ETS 制度を低炭素社会の実現に有効な政策ツールとして引き続き利用していく方針が再度強調されたものの、当初予定した対象産業の縮小などから ETS 制度に対して明らかに慎重になったことが透けて見える。

一方、自動車のポイント取引制度は 9 月に中国工業情報省、財政省、商務省など 5 省庁が共同発表した「乗用車平均燃費(CAFC)と新エネルギー自動車(NEV)に関するポイント制度と管理方法」(双ポイント制度)によって、すでに 2019 年からポイント取引制度を実施することとなっている。

双ポイント制度は CAFC の向上と NEV の導入促進をこれまでの政府の補助金頼りから市場メカニズムの利用に大きく舵を取ったものである。CAFC としては中国政府が 2020 年 20km/L に達する目標を掲げているが、2015 年には 14.5 km/L と目標達成まで 35%以上の開きが残っている。NEV の導入目標は 2020 年まで累計販売台数を 500 万台としているが、2016 年までの導入台数は 96.6 万台に留まり、2017 年に補助金の 2 割削減に伴い NEV の増加の勢いが大きく衰退しているため、目標の実現が厳しい状況となった。こうした情勢下で中国政府が双ポイント制度の実施に踏み切った。

双ポイント制度のスキームとしては、CAFC ポイントは自動車メーカーの実績 CAFC が政府の各年の目標燃費と比較して達成超過分(達成不足分)に生産台数を乗じて、正(負)の CAFC ポイントを算出する。一方、NEV ポイントは、まず車の性能ポイント(例えば純電気自動車の性能ポイント=0.012×航続距離 km+0.8)に生産台数を乗じて実績 NEV ポイント数を計算し、次に NEV の導入目標率(2019 年に 10%、2020 年に 12%)に生産台数を乗じて計算した目標 NEV ポイント数と比較して、超過達成分(達成不足分)を正(負)の NEV ポイン

トとして算出する。企業は CAFC ポイントをプラス以上にするには NEV ポイントを利用できるが、逆はできない。また、NEV ポイントは企業間で取引できるが、逆はできない。

このように 2 つの取引制度の実施が予定されているが、2019 年より実施予定の自動車に関するポイント取引制度が全国版 ETS より先行する可能性が出てきた。

(文責：沈 中元)

(出所)

- [1] 「炭素排出権取引開始」
http://www.ndrc.gov.cn/tpxw/201712/t20171219_871037.html
- [2] 「乗用車平均燃費と新エネルギー自動車に関するポイント制度と管理方法」
<http://www.miit.gov.cn/n1146290/n4388791/c5826378/content.html>

3. 韓国政府、排出量取引制度の 2018 年の割当計画案を発表

2017 年 12 月 19 日、韓国の企画財政部(日本の財務省相当)は「温室効果ガス排出権取引制度 第 2 次計画期間(2018~2020)国家割当計画(案)」を発表した^[1]。割当計画とは排出量取引制度の対象企業(第 2 次期間の対象は 591 社)の排出量のキャップを定めるものである。韓国は 2015 年から排出量取引制度を実施しており、2018 年からは第 2 期(2018 年~2020 年)が始まる。取引法によると、第 2 次割当計画案は計画期間開始 6 ヶ月前の 2017 年 6 月までには策定されるべきであるが、新政権では脱原発や脱石炭を打ち出すなどエネルギー政策が変更されたため、その新しい方針を反映すべく割当計画の策定が遅れていた。

これまで、規制対象企業は 2018 年以降の割当計画が不透明であったため、温室効果ガス削減事業への投資決定ができない問題に直面していた。また、2018 年からは、産業界により配慮していた企画財政部に代わり、規制強化を重視する環境部が取引制度を総括するため、より厳しい削減が求められるかもしれないという懸念も高まっている。割当計画案の策定遅延は政策の不確実性を高め、2015 年には 1 万ウォン前後で推移した排出権の取引価格は 2017 年 11 月には 2 万 8 千ウォンと最高価格を記録した^[2]。

一方、この度発表された割当計画では第 2 次計画期間の内、2018 年度分のみについて発表されており(第 1 段階)、2019 年および 2020 年の割当計画を含む計画期間全体の総量については 2018 年中に確定する(第 2 段階)とした。そのため、今次割当計画案の発表にもかかわらず、政策の不確実性は完全には解消されていない。政府は規制対象企業の不確実性を最小にするため、以後、第 2 期(2018 年~2020 年)分の割当量を確定した際に、2018 年の仮割当量は減らさずに保障するとの方針を示している。例えば、2018 年の仮割当量より第 2 段階で確定された量が少ない場合は、2018 年度分の割当量は 1 段階の水準を維持し、その分を 2019~20 年度分で削減する。つまり、時期が遅れるだけで、削減が求められるのである。さらに、2018 年の仮割当量の水準は第 1 次計画期間の年平均割当量(約 5 億 3,846 万トン)と同等であるが、これは規制対象企業の 2014~2016 年の実際の排出量を基準に想定した 2018 年の予想排出量の約 85.18%の水準に過ぎない。また、排出権が足りないと予想される発電部門や石油化学等の業種では、排出権を購入しなければならないが、排出権が確保できない場合、市場価格の 3 倍の課徴金を負担しなければならない問題がある。産業界は政府に対して取引市場の安定化や政府の長期ビジョンの提示等を求めていたが、今次の 2018 年割当計画案にはこれらの産業界の要求が反映されていないとする不満の声が高まっている^[3]。

(文責 : 金 星姫)

(出所)

- [1] 企画財政部 (2017.12.19) 「温室効果ガス排出量取引制度第 2 次計画期間国家排出権割当計画 (案)」
http://www.mosf.go.kr/nw/nes/detailNesDtaView.do?searchBbsId1=MOSFBBS_00000000028&searchNttId1=MOSF_00000000014960&menuNo=4010100
- [2] 韓国取引所 (KRX) 排出権価格情報
<http://marketdata.krx.co.kr/mdi#document=070301>
- [3] ファイナンシャルニュース (2017.12.14) 「発電・石油化学、来年炭素排出権割当量減り、非常事態」(韓国語)
<http://www.fnnews.com/news/201712241724448212>

4. 非化石価値取引市場の動向

2017年11月28日(火)に開催された、総合資源エネルギー調査会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会(第15回)において、非化石価値取引市場の具体案が示された。ポイントとなる事項は、①取引形態、②証書価格、③開始時期、の3点である。

① 取引形態

先行して開始する FIT 電源由来の非化石証書については、FIT の費用負担調整機関である低炭素投資促進機構(GIO)が非化石証書の発行主体となり、日本卸電力取引所(JEPX)でのオークション(年4回)を通じて、小売電気事業者に売却する。小売電気事業者は、JEPX内に設置される口座を通じて、非化石証書の転売を可能とするが、翌年度へのバンキングは認めない。

② 証書価格

需給バランス変動に伴う価格変動への対応や、事業者に価格相場観を与える等の理由から、オークションの上下限価格が示された。上限価格は4円/kWh(7,490円/t-CO₂)、下限価格1.3円/kWh(2,434円/t-CO₂)⁴とし、価格動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

③ 開始時期

FIT 電源については2017年度、非 FIT 電源(大型水力、原子力等)については2019度から市場取引対象とすることが示された。初回オークション(2017年4~12月のFIT発電分の非化石証書が対象)は2018年5月上旬に実施を予定する。

2030年のエネルギーミックス達成へ向けて、エネルギー供給構造高度化法において、小売段階の規制措置として小売電気事業者に非化石電源比率44%の達成を求めている。しかし、非化石電源への調達アクセスという点において、みなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)と新電力の間には大きなギャップがあり、新電力にとって非化石電源比率44%が非常に達成困難な目標となっていることから、非化石価値を証書化し取引を可能にする非化石価値取引市場の創設が議論されてきた。

今後も議論が重ねられた上で、最終的な形が見えてくると考えるが、現状の課題として挙げられるのは、『制度としての実効性』である。現状、非化石電源比率44%は2030年単年において達成すれば良い目標であり、かつエネルギーミックスとの整合性を取る観点からバンキングは認めない方向で議論が進んでいる。従って、それまでの間に事業者側の調達インセンティブが働かず市場として十分に機能しない可能性がある。確かに、非化石証書には非化石価値以外にゼロエミ価値⁵、環境表示価値⁶といった価値を持つと整理され、単に高度化法上の非化石電源として計上できる価値以外にも用途があるものの、新電力を中心とした事業者がどういった行動を取り、市場はどのように機能するのか大変興味深い。

(文責 熊澤 翔)

⁴ kWh から t-CO₂ への変換において、排出係数は2016年度全国平均係数0.534kg-CO₂で計算

⁵ 温対法上のCO₂排出係数算定において減算できる価値(≒従来の排出クレジットと同様の価値)

⁶ 需要家に対して、環境価値として訴求できる価値

(出所)

- [1] 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 (第 15 回) 資料 4
http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/denryoku_gas/denryoku_gas_kihon/seido_kento/pdf/015_04_00.pdf

5. 米国の2017年における気候変動政策動向 -パリ協定脱退とクリーンパワープラン廃止-

米国では2017年に気候変動政策に積極的であった民主党のオバマ大統領から、大統領選挙期間中から同政策に対して後ろ向きな発言が相次いでいた共和党のトランプ大統領へと政権交代が行われた。本稿では、2017年における米国の気候変動政策の方針転換を、国外ではパリ協定の脱退、国内ではクリーンパワープラン(以降、CPP)の廃止を中心に振り返り、その実現可能性を考察する。

米国の対外政策における気候変動分野での大きな方針転換としては、オバマ政権の大きな外交成果であったパリ協定からの脱退を国際連合へ通知したことが挙げられる。トランプ大統領は6月にパリ協定において中国等の新興国と目標強度に差異が生じている点を指摘し、米国経済に不利益だとし脱退を表明した後、8月に国際連合へ同協定の脱退を通知した⁷。その上、オバマ大統領が300億ドルの拠出を表明した途上国の緩和・適応を促進する資金メカニズムであるGCF⁸への資金援助についても撤回している。

国内政策では、オバマ政権下で策定された気候変動政策の多くがトランプ大統領により見直しの途上にある。特に注目すべき政策転換としては、米国内で最大のGHG排出源である電力セクターのCO₂排出を規制するCPPが、廃止に向けて正式な手続きに入ったことが挙げられる。CPPは既設火力発電所のCO₂排出を規制するものであり、2015年に最終規制化された。本規制は火力発電所のCO₂排出量を2030年時点で2005年比32%削減するという高い政策効果から、オバマ大統領の気候変動分野の中心的な政策と位置づけられていた。しかし、トランプ大統領は3月の大統領令において、CPPを含む前政権の気候変動政策の見直しを関係省庁へ命じ、これを受け、環境保護庁は10月にCPP廃止案を連邦官報へ送付した。CPP廃止案は12月中旬にパブリックコメント受付期間が終了しており、現在は寄せられた意見への対応中であるとみられる。

このように、トランプ大統領は国内外に渡り前政権の気候変動政策の方針を大きく転換させているが、果たして、現大統領が意図した政策は実現するだろうか。例えば、パリ協定脱退は、通知の効力が有効になるのは大統領選挙期間中の2020年11月初旬であることから、パリ協定からの脱退が実現するかは、次期大統領の意向に左右されると考えられる。また、CPP廃止についても、直ちに実現する可能性は低く、既に気候変動政策に積極的なニューヨーク州・マサチューセッツ州や環境団体等が連邦政府を提訴する意向を示していることから、裁判でCPP廃止の是非を長期に渡って争うことになる想定される⁹。

したがって、パリ協定脱退およびCPP廃止は、双方とも、トランプ大統領の一期目の在任期間内に実現する可能性は低いと見られ、就任以来、前政権の気候変動政策を大きく見直す同大統領の意向が、米国の方針として継続的なものとなり得るか不透明である。

(文責 小川 元無)

⁷ なお、2018年1月10日にトランプ大統領は記者会見にてパリ協定への復帰もあり得るとの発言しているため、今後の米国のパリ協定脱退については注視が必要である。

⁸ GCFの意義や米国の資金拠出状況については、本号掲載の「米国脱退通知後のパリ協定を巡る各国の動向」を参照されたい。

⁹ 実際に、オバマ政権下においても2015年にCPPが策定された後、否定的な州政府に提訴されたため、2017年に退任するまでにCPPを施行できなかった。

(出所)

- [1] The Economist (2017) “Scott Pruitt signs a measure to repeal the Clean Power Plan” (2017/10/10)
<https://www.economist.com/blogs/democracyinamerica/2017/10/up-smoke-0>
- [2] Federal Register (2017) “Repeal of Carbon Pollution Emission Guidelines for Existing Stationary Sources: Electric Utility Generating Units”
<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2017-10-16/pdf/2017-22349.pdf>
- [3] The guardian (2017) “Fightback begins over Trump's 'illegal and irresponsible' clean power repeal” (2017/10/10)
<https://www.theguardian.com/environment/2017/oct/10/trump-climate-change-clean-power-plan-fightback>
- [4] INDEPENDENT (2018) “Donald Trump says US could 'go back' into Paris climate agreement” (2018/1/11)
<http://www.independent.co.uk/news/world/americas/us-politics/trump-paris-climate-deal-agreement-us-go-back-latest-a8152531.html>
- [5] The U.S. State Department (2017) “Communication Regarding Intent To Withdraw From Paris Agreement”
<https://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2017/08/273050.htm>
- [6] The U.S. Environmental Protection Agency (2017) “Final Report on Review of Agency Actions that Potentially Burden the Safe, Efficient Development of Domestic Energy Resources Under Executive Order 13783”
<https://www.epa.gov/sites/production/files/2017-10/documents/eo-13783-final-report-10-25-2017.pdf>
- [7] The White House (2017) “Statement by President Trump on the Paris Climate Accord”
<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/statement-president-trump-paris-climate-accord/>

6. 省エネ法：業務部門省エネベンチマーク策定に関する動向

2017年12月25日(月)、本年度の総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー一分科会 省エネルギー小委員会 工場等判断基準ワーキンググループ(以下、判断基準 WG と略す)の第1回会合が開催された¹⁰。

本年度の判断基準 WG の主要審議は、業務部門における省エネルギーベンチマークの設定である。平成27年7月に策定されたわが国のエネルギーミックスの達成において省エネルギーについては石油危機後並の効率改善(エネルギー効率を35%程度改善)という野心的な目標が提示された。これを受けて、平成27年11月、「製造業向けの産業トップランナー制度(ベンチマーク制度)」を、本年度中に業務部門へ拡大し、3年以内に全産業のエネルギー消費の7割に拡大すると安倍総理自らが発言した¹¹。これを皮切りに、『エネルギーの使用の合理化等に関する法律』における、ベンチマーク制度の業務部門への拡大に関する議論が開始された。

ベンチマーク制度とは、事業者の省エネ状況を業種共通の指標を用いて評価し、各事業者が目標(目指すべき水準)の達成を目指し、省エネ取組を進める制度である。本制度が導入された背景には、これまでの省エネ努力の評価基準としていた“エネルギー消費原単位を年平均1%以上低減すること”の維持が困難になっているという実情がある。特に、既に相当程度省エネ取組を進めてきた優良事業者に関しては、さらなる1%改善は非常に厳しい状況となっている。例えば、最新鋭の省エネ技術の導入や運用改善を行っている場合でも、直近5年間の原単位の推移で評価されるため、これまでの省エネ努力が適正に評価されないという問題点が指摘されていた。このような状況を鑑み、原単位1%改善を補完する形で、平成20年から製造業部門を中心に本制度の導入が順次行われてきた。ベンチマーク指標を用いることによって、従来指標(1%以上低減)では、省エネ取組を評価されなかった事業者が、適正な評価を受けることに加え、業種共通の指標を用いて評価するため、事業者間の取組状況を客観的に把握できるといったメリットも期待されている。

ベンチマーク制度は平成30年1月現在、産業部門の10業種¹²、業務部門では3業種¹³において既に施行されている。今年度に新たなベンチマーク制度の導入が期待される業種は、スーパー、貸事務所、ショッピングセンターである。これらの業種を含めると、全産業の最終エネルギー消費における、ベンチマーク指標策定業種の割合は約65%となる。上記業務3業種については今年度中の指標策定、来年4月からの施行を目指し、本年度内にとりまとめを行う予定である。

(文責 小川 順子)

(出所)

- [1] 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー一分科会 省エネルギー小委員会 工場等判断基準ワーキンググループ(平成29年度第1回) - 配布資料
http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/shoene_shinene/sho_ene/koujo_wg/2017/001_haifu.html

10 判断基準 WG は、総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー一分科会 省エネルギー小委員会で示された省エネルギー政策方針に基づき、判断基準などの省エネ推進の具体的な指針の審議を行う場となっている。

11 未来投資に向けた官民対話(第3回 平成27年11月26日)

12 ①高炉による製鉄業、②電炉による普通鋼製造業、③電炉による特殊鋼製造業、④電力供給業、⑤セメント製造業、⑥洋紙製造業、⑦板紙製造業、⑧石油精製業、⑨石油化学系基礎製品製造業、⑩ソーダ工業

13 ①コンビニエンスストア業 ②ホテル業、③百貨店業

7. 米国、州政府がパリ協定を支持するイニシアティブを発足、一方で追加的な政策形成に疑問も

トランプ大統領が 6 月 1 日にパリ協定からの脱退を表明した。これを受けて、同日、州政府の有志が主体となって、独自に GHG 排出量削減に取り組むイニシアティブである"US Climate Alliance" (以降、USCA) を発足させた¹⁴。今後、連邦政府の気候変動に対する取組が停滞することが見込まれる中で、米国内での GHG 排出削減に結び付くのであろうか。

USCA は、カリフォルニア州・ニューヨーク州・ワシントン州の知事が発起人になり、6 月 1 日に結成された。同イニシアティブは、連邦政府の政策動向に関わらず、パリ協定の目標に沿った GHG 削減に取り組むことをコミットしている。他方で、拘束力を有するイニシアティブ全体および州別の定量的な GHG 削減目標については言及していない。

USCA へは 12 月時点で、14 州¹⁵が参加しており、全米の人口の約 35%、CO₂排出量では約 22%を占めている。参加州の特色を概観すると、地域的には東海岸および西海岸の州が太宗を占め、政治的には 14 州中 12 州が民主党系の州知事であり、多くの州政府が連邦政府とは異なる党派に属していることがわかる。参加州の一人当たり GDP は不参加州と比較して大きい、一人当たり CO₂排出量や一人当たりエネルギー支出額、州 GDP に占める天然資源・鉱業の比率については、不参加州と比較して小さい¹⁶。これらのことから、参加州は経済的に GHG 削減コストを負担する余力があり、州内の経済に占めるエネルギー産業の影響が小さいことから、気候変動対策に前向きに取り組める土壌があることが窺える。

気候変動政策に前向きな州が参加する USCA はどのような意義を有しているのだろうか。政治的には州政府が共同で気候変動政策に積極的な姿勢を見せることで、連邦政府の気候変動政策に追随しないことを各州内の有権者や国際社会にアピールする狙いがあると考えられる。政策的な観点からは、各州内の気候変動政策は引き続き積極的に実施されると考えられる。しかし、イニシアティブが結成されることで、本来であれば ETS 等の気候変動政策の更なる州間連携が期待されるが、大きな動きはない。今後の動向を注視する必要があるが、現時点で USCA は、政治的な意思表示と各州の既存政策の延長に留まっている。

多くの報道では連邦政府のパリ協定脱退に対して、米国内での反発について伝えている。しかし、現時点では"US Climate Alliance"によって、州を跨ぐ気候変動政策が追加的に形成される動きは見受けられないため、同イニシアティブは 2018 年の中間選挙や 2020 年の大統領選挙を見据えたイニシアティブに終始する可能性が高い。

また、USCA と同様の趣旨のイニシアティブとして、企業・州政府・市・大学の有志が参加する"We Are Still In"も存在する。"We Are Still In"には Google など、約 1,700 の民間企業が参加しているが、こちらのイニシアティブにおいても、参加者の意思表示に留まっているため、USCA と同じく、企業にとってイニシアティブに参加する意義は、消費者など社会に対して、自社が気候変動対策に積極的であることをアピールする場としての役割

¹⁴ 他にも類似のイニシアティブとしては、300 以上の市長による"Climate Mayors"などや、USCA のようなイニシアティブによる削減貢献量を米国全土に渡って、定量的に取りまとめることを目的とした"America's Pledge"も存在している。本稿では、"Climate Mayors"の参加主体が州より下位の市レベルであることから、州レベルのイニシアティブである USCA を中心に扱っている。

¹⁵ "US Climate Alliance"に参加している州は、カリフォルニア州、コロラド州、コネチカット州、デラウェア州、ハワイ州、マサチューセッツ州、ノースカロライナ州、ミネソタ州、ニューヨーク州、オレゴン州、ロードアイランド州、バージニア州、バーモント州、ワシントン州である。なお、14 の州政府以外にも米国自治連邦区であるプエルトリコも参加している。

¹⁶ USCA 参加州平均の一人当たり GDP は 56 千\$ (不参加州は 44 千\$)、一人当たり CO₂排出量は 11 t-CO₂(同 20 t-CO₂)、一人当たり年間エネルギー支出額 4,423\$(同 4,904\$)、州 GDP に占める天然資源業・鉱業の割合は 2%(同 6%)である。

が大きいと思われる。

(文責 小川 元無)

(出所)

- [1] America's Pledge HP
<https://www.americaspledgeonclimate.com/>
- [2] Climate Mayors HP
<http://climatemayors.org/>
- [3] Congressional Research Service (2017) "Constitutional Limits on States' Efforts to "Uphold" the Paris Agreement", CRS Reports & Analysis.
<https://fas.org/sgp/crs/misc/uphold.pdf>
- [4] The Denver Post (2017) "Colorado signs on to U.S. Climate Alliance, joining states committed to exceeding Trump's rejected Paris climate targets" (2017/7/11)
<http://www.denverpost.com/2017/07/11/colorado-signs-us-climate-alliance-joining-states-committed-paris-climate-agreement/>
- [5] Governor Inslee's Communications Office (2017) "California, New York and Washington Have United to Back the Paris Climate Accord" (2017/6/01)
<http://time.com/4802590/climate-alliance-paris-accord-new-york-california/>
- [6] The New York Times (2017) "U.S. Cities, States and Businesses Pledge to Measure Emissions" (2017/7/11)
<https://www.nytimes.com/2017/07/11/climate/cities-states-businesses-emissions-climate-pact.html>
- [7] US Climate Alliance HP
<https://www.usclimatealliance.org/>
- [8] We Are Still In HP
<http://wearestillin.com/>

8. カリフォルニア州議会、2030年までの排出量取引制度改革法案を可決

2017年7月17日、カリフォルニア州議会が、2013年1月1日から実施されている温室効果ガス(GHG)の排出量取引制度を2020年以降も延長し、2030年まで実施するための改正法案を可決した。トランプ大統領が温暖化対策を大きく後退させようとしている中で、米国の温暖化対策への取組みをリードしようとしているカリフォルニア州のブラウン知事にとって大きな勝利となった。

ブラウン知事は、いち早く、昨年の8月に2030年までの削減目標(1990年で40%削減)を設け、トランプ大統領のパリ協定脱退表明後は他の州と共同でパリ協定の目標達成のための取組みを続けると表明するなど、温暖化対策に積極的な姿勢をとってきた。

しかし、このような積極的な姿勢とは裏腹に、州内での具体的な対策や目標達成のための主要な政策とされていた排出量取引制度については、2020年以降も制度が継続されるかどうか、法律上の根拠が明確にされていなかった。現行の排出量取引制度の根拠となっているAB32は、同制度を2020年までの目標達成を実現するための制度と位置付けていたものの、2020年以降の位置づけについては規定していなかった。さらに、昨年の2030年目標を設定した法律の中でも排出量取引制度の位置づけについては触れられておらず、果たして現行の排出量取引制度が、2020年以降も継続できるのか、十分な法的根拠があるのか、疑問視する声もあった。

州議会でも、延長の必要性は認識され、協議が行われてきたものの、様々な見解が対立し、合意が得られなかった。そのため、ブラウン知事は、自ら調整に乗り出し、民主党、共和党の州議会議員に留まらず、産業界、環境NGO等の様々なグループから見解を聴取し、打開策を見出すために力を注いだ。多様な見解が対立し、その調整は難航したものの妥協案を得るのに成功し、7月17日に行われた州議会での採決に至った。この際、民主党だけではなく¹⁷、一部の共和党系の州議員からも支持を取り付けることに成功し、州議会の3分の2を上回る賛成で可決された。

地元紙のLos Angeles Timesの記事によれば、可決後も環境派の一部からは、産業寄りの改正案となったと批判する声もあるが、著名な環境団体であるEnvironmental Defense Fundはこの法案を支持しており、産業界も明示的に支持する姿勢を示していないものの、肯定的に受け止めていると報じられている。

今回の改正で、排出量取引制度に関しては、2020年以降、上限価格を設定することが決まるとともに、カリフォルニア州内での排出削減活動に由来するオフセットクレジットの利用を増加させること、排出枠のオークション収益について、より幅広い用途を認めること等が決められた。

これまでブラウン知事は温暖化政策に関して積極的な発言をしてきたが、その実、自らの足元については将来に向けて不安材料を抱えたままであった。この改正法案の可決により、ブラウン知事にとっては、今後の温暖化政策の実施に向けて、自らの足場を固めたことになる。

その一方で、不確実な部分も多い。上記のように排出量取引制度に上限価格等を設けることが決まったものの、具体的な内容については、今後、カリフォルニア州の大気資源局が決定することになっている。今後の検討作業の結果によっては、企業にとって非常に厳

¹⁷ 一部の環境NGOからは、産業界寄りの改正案であるとの批判もあり、反対票を投じた民主党系の議員もいた。

しい内容となる可能性¹⁸も残されており、2020 年以降のカリフォルニア州の排出量取引制度が、実際にどのようなものとなるのか、今後の大気資源局の検討作業を待たなければならない。

(文責：小松 潔)

(出所)

- [1] Los Angeles Times “California Legislature extends state's cap-and-trade program in rare bipartisan effort to address climate change” July 17, 2017
- [2] Reuter “California lawmakers approve landmark extension to climate policy” July 18, 2017
- [3] Carbon Pulse “For experts, California carbon market extension may bring more questions than answers” July 19, 2017

¹⁸ 上限価格が非常に高い価格に設定された場合等。

9. 東電 EP が法人向けに続き家庭用水力限定料金プランを設定

東京電力エナジーパートナー(東電 EP)は、4月から受付を開始している法人向け(500kW以上)水力限定料金プラン「アクアプレミアム」に続き、6月1日から関東エリアにおいて、新たに家庭用向け水力限定料金プラン「アクアエナジー100」の受付を開始した。アクアエナジー100は、法人向けのアクアプレミアム同様、東京電力グループの一般水力発電(揚水及びFIT対象設備を除く)を電源とした発電電力量相当(kWh)が家庭用に供給されることで、家庭はCO₂フリー相当の電気を使用できることになる。一般水力発電によるCO₂フリー電気(発電電力量相当)を供給する料金プランは国内初である。

東電 EP の一般的な家庭向け料金プラン(従量電灯 B)とアクアエナジー100の料金設定は下表のとおりで、東電 EP の平均モデル(30A, 260kWh/月)におけるアクアエナジー100の月額料金は7,736円となり、従量電灯 B と比較し約13%割高になる。なお、燃料費調整は適用されない。

表 従量電灯 B とアクアエナジー100 の料金設定

	基本料金						
	10A	15A	20A	30A	40A	50A	60A
従量電灯B	280.80	421.20	561.60	842.40	1,123.20	1,404.00	1,684.80
アクアエナジー100	550.80	826.20	1,101.60	1,652.40	2,203.20	2,754.00	3,304.80
	電力量料金						
	従量電灯B	最初の120kWhまで(第1段階料金)					19.52
	120kWhをこえ300kWhまで(第2段階料金)					26.00	
	上記超過(第3段階料金)					30.02	
アクアエナジー100	最初の300kWhまで					23.40	
	300kWhをこえ1kWhにつき					30.02	

出所：東電ホームページより作成

ここでひとつ、果たして家庭に本プラン(CO₂フリー電気)のニーズがどこまであるのかという疑問が生じる。法人向けについては、温対法(地球温暖化対策の推進に関する法律)において、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者は、国に対して排出量の報告義務が課されており、CO₂フリー電気の使用によってCO₂排出を削減することができることに加え、CSR戦略上、企業のイメージ向上にも活用することができる。一方、家庭用については、現状排出量の算定・報告が課されているわけでもなく、具体的なインセンティブを見出すことができない。東電 EP はアクアエナジー100の加入者特典として、水力発電所立地地域での農業収穫や文化体験などを案内予定とのことだが、割高な料金を負担して本プランを選択する家庭がどれほどいるのか、という点については大変興味深い。今後の加入者数の推移に注目したい。

(文責 熊澤 翔)

(出所)

- [1] 東電 EP、「アクアエナジー100」の販売開始～水力の電気をお届けする、ご家庭向け初の料金プラン～(2017年6月1日)
http://www.tepco.co.jp/ep/notice/pressrelease/2017/1436001_8662.html
- [2] 電気新聞(2017年6月2日)